

旧福祉相談センター等トライアル・サウンディング募集要項

(令和7年3月改訂)

1 制度概要

トライアル・サウンディングとは、公共施設等の公共空間を暫定的に利用する方（以下「暫定利用者」という。）を募集し、一定期間実際に利用していただいた上で、県に課題等をフィードバックいただく官民対話制度です。

当該制度は、公共空間の今後の利活用方針策定等の参考とするため、県は公共空間に対する市場性やニーズ等を、暫定利用者は、使い勝手、採算性、アイディアに対するニーズや立地条件等を確認できる社会実験的な取組です。

2 トライアル・サウンディング実施の背景・目的

秋田市中通に位置している明德館ビル1階は、令和4年度まで福祉相談センター及び精神保健福祉センターとして使用されていましたが、令和5年度に秋田市手形に開設された「子ども・女性・障害者相談センター」に両センター機能が集約され、現在は遊休施設となっています。

秋田県では、当該遊休施設の利活用を検討しており、行政のみならず、民間事業者等によるトライアル・サウンディングを踏まえたアイディアを広く募ることで、県民ニーズに応える個性と魅力ある公共空間を創出することを目指しています。

3 対象となる公共空間

種別	名称	住所
公共施設	旧福祉相談センター及び旧精神保健福祉センター（明德館ビル1階）	秋田市中通二丁目 1-51

※その他図面等の資料は別添のとおり。

4 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待されます。

○暫定利用者のメリット

- ・短期間での暫定的な利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- ・アイディアに対するニーズの有無やコンセプトがマッチしているかなどの確認ができます。
- ・使い勝手や採算性の感触をつかむことができます。
- ・県の公共空間利活用方針の策定前であることから、同方針の策定後にはできないことにチャレンジするきっかけとなります。

○秋田県のメリット

- ・トライアル・サウンディングを通じた暫定利用者の方々との対話により、今後の利活用方針策定に向けた市場性等を具体的に確認できます。
- ・暫定利用者からの提案（スペース造成、イベント開催等）により、個性と魅力ある公共空間が生まれ、周辺エリアを含めた価値の向上が期待できます。
- ・本県の公民連携事業発展に向けた機運の醸成が期待できます。

5 スケジュール（予定）

日程	内容
令和6年5月29日	○募集要項の公表
令和6年5月30日 ～令和7年8月29日	○トライアル・サウンディング申込受付期間 (随時受付)
～令和7年9月30日	○暫定利用可能期間
～令和7年10月以降	○暫定利用者からのフィードバック内容等取りまとめ ○美の国あきたネットでの公表

6 トライアル・サウンディングの流れ

No	概要	詳細
1	事前相談 (暫定利用申込の2週間程度前に連絡)	○電話又はメールにより利用希望日や内容などを事前にご相談ください。
2	暫定利用（提案）申込受付	○申し込みの詳細については、「8 申込等の手続き」をご覧ください。
3	書類審査・暫定利用承認 (暫定利用申込書受理後1週間程度)	○申込内容を県で審査します。 ※当該トライアル・サウンディングの趣旨に合致する提案内容である必要があります。 ○趣旨に合致する提案内容であると認めた場合には、県から暫定利用承認書を送付します。
4	普通財産貸付契約 (契約申込書受理後3週間程度)	○暫定利用承認書とあわせて送付する普通財産貸付申込書により、貸付契約手続きをしていただきます。 ○県から送付する普通財産貸付契約書をご確認いただき、問題がなければ押印の上、返送してください。
5	暫定利用実施	○提案内容に応じた暫定利用を実施してください。 ○事情の変化等により内容を変更したい場合は、事前にご相談ください。
6	暫定利用に係るモニタリング・サウンディングの実施	○暫定利用中に状況把握のためのモニタリング及び暫定利用終了後（実績報告提出後）にサウンディングを実施します。 ○モニタリング頻度、サウンディング事項等については、申込内容に応じて県が決定します。

※ 処理期間については、書類不備に伴う調整等により、記載されている期間を超える場合がありますので御承知おきください。

7 暫定利用者の要件等

(1) 暫定利用者の要件

① 対象者

トライアル・サウンディングによる暫定利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、提案内容を実行する意思と能力を有する民間企業、特定非営利活動法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。

② 役割分担

利用希望者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、利用申込時に全ての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2) 利用希望者の除外要件

利用希望者が次のいずれかに該当する者は、トライアル・サウンディングに係る暫定利用をすることができません。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

② 秋田県暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者

③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）

④ 過去に県から暫定利用の中止を申し渡されたことがある者

8 申込等の手続き

(1) 事前相談等

① 事前相談

- ・暫定利用申込の 2 週間程度前までに、利用希望日や内容について事務局へ電話又はメールによりご連絡ください。
- ・他の暫定利用の実施中又は実施予定の期間と重複した場合は、期間の変更をお願いする場合があります。

② 現地確認

- ・申請のために現地（施設）確認を希望する場合は、事務局へ電話又はメールにより申し込みの上、日程調整後に実施することとします。
- ・現地確認に当たっては、明德館ビルの他の利用者への迷惑を及ぼさない範囲で行うこととします。

(2) 書類提出

利用希望者は、次の書類をメール、郵送又は持参により提出するものとします。

① 暫定利用（提案）申込時

(ア) 暫定利用申込書（様式 1）

※利用期間は、最短 1 日～最長 2 週間とします。

※原則として、希望する暫定利用開始時期の 1 月前までに提出してください。

(イ) 公共空間提案書（様式任意）

※ 次の事項を記載し、A4横、10ページ以内で作成してください。

＜公共空間提案書記載事項＞

- ・提案する公共空間の一言コンセプトと詳細
- ・提案内容の想定ターゲット（可能な限り具体的に）
- ・「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」に基づく6つの重点戦略分類から、提案内容に最も近い分類を選択・記載
- ・その他提案に当たって必要な情報等

＜6つの重点戦略分類＞

- ①産業・雇用戦略
- ②農林水産戦略
- ③観光・交流戦略
- ④未来創造・地域社会戦略
- ⑤健康・医療・福祉戦略
- ⑥教育・人づくり戦略

② 暫定利用決定後（県からの暫定利用承認後）

(ア) 普通財産貸付申込書（様式2）

※ 暫定利用開始は、普通財産貸付契約後となります。

※ なお、申込書提出から契約手続きまでに3週間程度要します。

(イ) 位置図、平面図等の図面及び利用計画書

※ 公共空間提案書に図面及び利用計画内容が記載されている場合は、そちらを添付いただいてもよろしいです。

(ウ) 個人の場合は、住民票抄本、誓約書

法人の場合は、登記事項証明書、定款、誓約書等

※ 貸付手続き完了後、普通財産貸付契約書を2部送付しますので、2部とも押印の上、事務局まで返送ください。その後、事務局において押印した契約書1部を送付します。

③ 暫定利用終了後

(ア) 暫定利用実績報告書（様式3）

※ 実施した暫定利用内容が把握できる資料を適宜添付してください。

※ 暫定利用終了後、サウンディングを実施します。なお、サウンディング項目については、別途提示します。

9 留意事項

(1) 提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ① 「3 対象となる公共空間」に関するものであること。
- ② 当該公共空間を利用する県民等の利便性、サービスが向上する利用内容であり、「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」に基づく重点戦略に関する提案内容とすること。

- ③ 県の財政負担を求めるものでないこと。

※次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ・政治的又は宗教的活動
- ・青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供活動等
- ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ・公序良俗に反し、又は反社会的な活動
- ・その他県が本事業との関連性が低いと判断する行為

(2) 費用負担

- ① 施設の利用料は無料です。
- ② 申込に係る書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とします。
- ③ 提案内容実現に当たり、施設内で新たに必要となった物品等に係る費用は、申込者の負担とします。
- ④ 施設の暫定利用に伴う光熱水費等の費用は、県が負担します。

(3) 提出書類の取扱い・特許権等

- ① 著作権の取扱い
提出書類の著作権は、申込者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ② 無断使用の禁止
申込者の提出書類については、書類審査以外の目的では使用しません。
- ③ 特許権等による責任負担
申込内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った申込者が負うものとします。

(4) 責任及びリスク分担

- ① 法令遵守等
提案に当たっては、事前に申込者の責任において関係法令等を確認することとし、暫定利用に伴い発生する法令不適合その他のリスクは申込者が負うものとします。
- ② 暫定利用の中止
提案した利用内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、県から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

10 その他

- (1) 施設内にある備品の利用等については、適宜ご相談ください。
なお、施設に設置していない消耗品等の物品は申込者にてご準備ください。
- (2) 暫定利用終了後は、原状回復（清掃等含む）にご協力をお願いします。

原状回復に係る費用は申込者の負担となります。

- (3) 「3 対象となる公共空間」に隣接する託児室、キャンパスホール等の別空間を含めた提案内容を申し込みしたい場合は事前にご相談ください。
- (4) 明德館ビルの警備の関係上、入居可能な時間は次のとおりとなっておりますので、ご承知おきください（学校行事等により変更となる場合があります）。
- ・ 平 日 7 時 30 分～21 時 30 分
 - ・ 土日祝日 7 時 30 分～18 時 30 分
- (5) 明德館ビルは主に学校施設として、その管理運営を秋田明德館高等学校が行っているため、利用に当たって配慮いただきたい事項がありますので、ご承知おきください。

11 申込先・連絡先

<トライアル・サウンディング事務局>

秋田県企画振興部総合政策課内

018-860-1212

seisaku@pref.akita.lg.jp

〒010-8570

秋田市山王四丁目 1 - 1

トライアル・サウンディング事務局（総合政策課宛）

旧福祉相談センター・旧精神保健福祉センター（明德館ビル1階）の基礎情報

■ 対象地の概要

所在地 秋田市中通2丁目1番51号
建床面積 **882.08㎡**（障害者用駐車場5台分含む）
用途地域 商業地域
アクセス 秋田駅西口から徒歩7分

■ 明德館ビル（全体）の概要

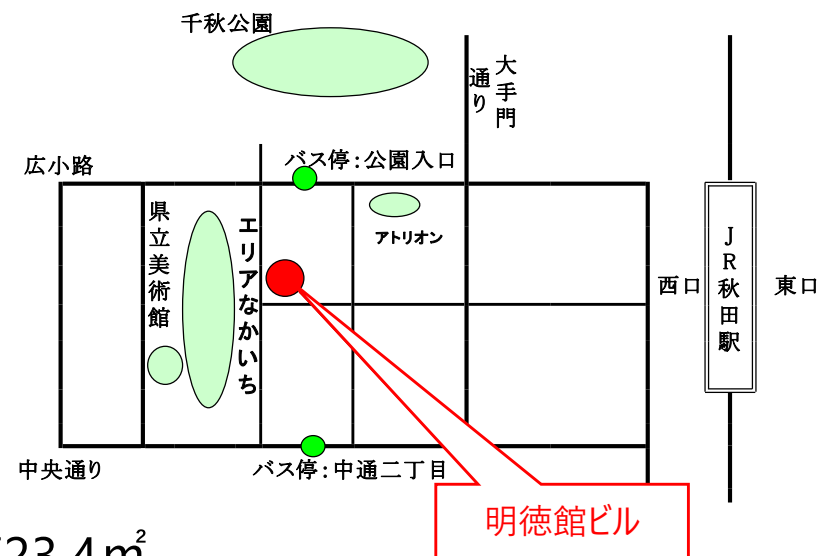
鉄骨鉄筋コンクリート造8階建て 延べ面積 14,723.4㎡
2005年（平成17年）築

■ その他情報

- ① 土地所有者：秋田県教育庁総務課（明德館高校）
- ② 1階キャンパスホール及び2階より上の建物所有者：同上（2階はカレッジプラザで使用）

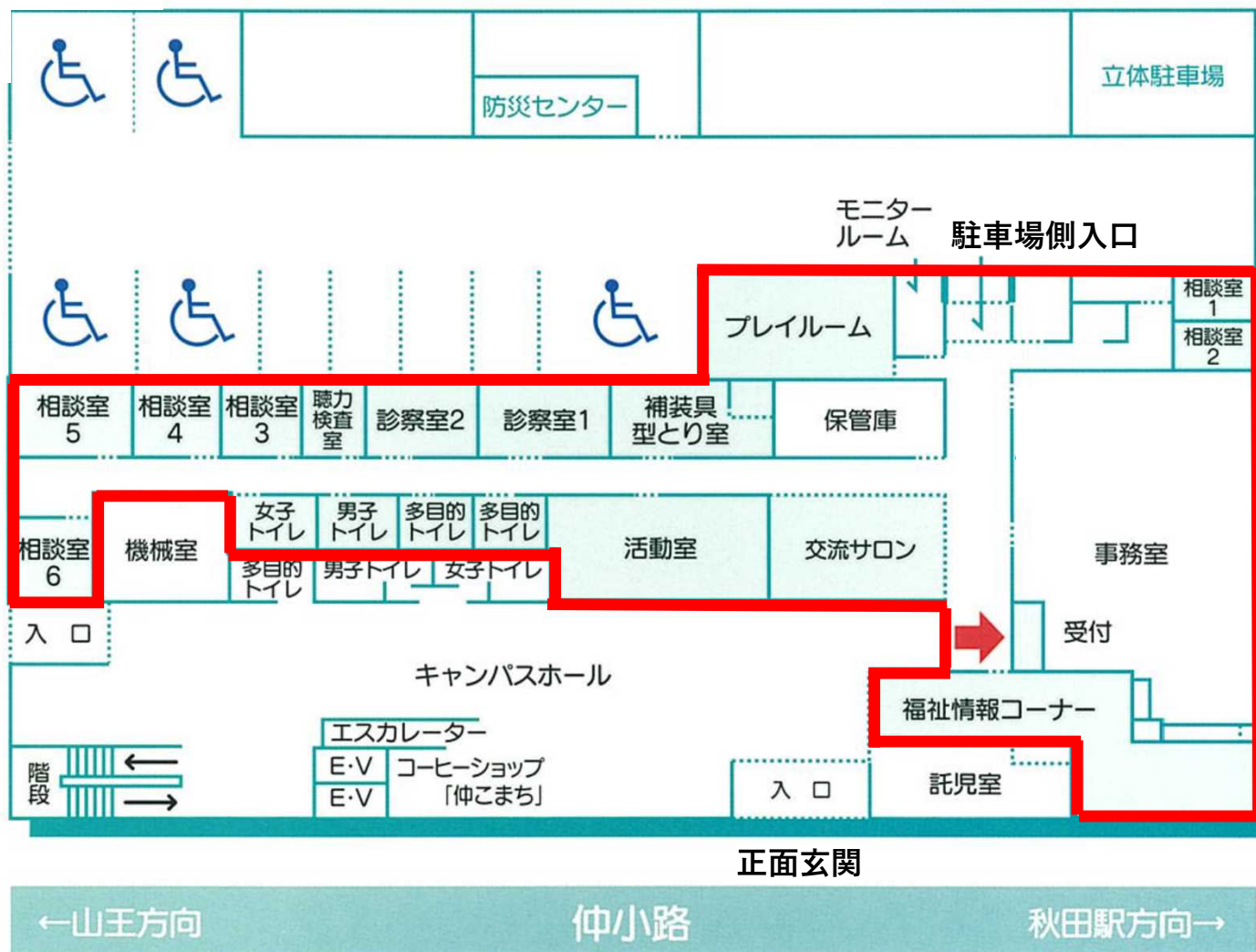
※ カレッジプラザは、秋田県内の高等教育機関（大学、短期大学等）が持つ教育研究資源を広く県民の皆様に開放する拠点として、県内大学等による公開講座、講演会等が開催されています。

- ③ 駐車場：5台（障害者用のみ）



基礎情報②（建物内部の状況・平面図）

対象となる空間は
赤枠内となります



基礎情報③-1（施設の現状）

建物内部の写真

正面玄関



廊下（施設内中央部）



基礎情報③-2（施設の現状）

建物内部の写真

交流サロン



プレイルーム



基礎情報③-3（施設の現状）

建物内部の写真

事務室



福祉情報コーナー



基礎情報③-4（施設の現状）

建物内部の写真

相談室 5



診察室



基礎情報③-5（施設の現状）

建物内部の写真

活動室



補装具型とり室



(様式 1)

暫定利用申込書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先
(担当者名)

次のとおり、トライアル・サウンディングに係る暫定利用を申し込みます。なお、利用内容は公共空間提案書のとおりです。

1 対象となる公共空間

種別	名称	住所
公共施設	旧福祉相談センター及び旧精神保健福祉センター（明徳館ビル 1 階）	秋田市中通二丁目 1-51

2 暫定利用期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

3 誓約内容

申請に当たり、次の事項に該当しないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 秋田県暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）

普通財産貸付申込書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申込者住所

氏 名

電 話 番 号

次のとおり普通財産の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

1. 貸付を受けようとする普通財産の名称、種類及び所在

2. 財産の数量及び構造

3. 使用目的及び用途

4. 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5. 貸付料

6. 無償貸付を受けようとする場合にあっては、その理由

7. その他参考となる事項

8. 添付書類

(1)関係図面（位置図、配置図及び平面図）

(2)利用計画書

(3)申込者が個人の場合は、住民票抄本（個人番号の記載のないもの）、誓約書
申込者が法人の場合は、登記事項証明書（原本）、定款、誓約書等

誓 約 書

私は、秋田県有財産の購入、貸付、使用許可等の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、秋田県が必要と認める場合には、申込書及び別紙「役員等名簿」により提出する個人情報を、秋田県警察本部に提供することについて同意します。

申込者及び申込者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）は、以下のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号。以下「法」という。〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団と密接な関係を有する者（次のいずれかに該当する者をいう。）
 - ア 暴力団員が役員になっている事業者又は実質的に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。）
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

令和 年 月 日

秋田県知事 あて

住所又は所在地

ふ り が な
氏 名 又 は
名称及び代表者名

別紙（法人申し込みの場合）

役 員 等 名 簿				
役 職	氏 名		性別	生年月日
	漢 字	カ ナ		

(様式3)

暫定利用実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先
(担当者名)

次のとおり、トライアル・サウンディングに係る暫定利用を終了しましたので、報告します。

1 対象となる公共空間

種別	名称	住所
公共施設	旧福祉相談センター及び旧精神保健福祉センター（明徳館ビル1階）	秋田市中通二丁目 1-51

2 暫定利用期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

3 利用実績（実施内容、参加人数、入場者数 等）

※当日の写真等があれば併せて添付